

平成 27 年 5 月 19 日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

代表取締役社長 伊奈 聡

(コード番号:3390)

問合せ先 広報・IR部

電話番号 03-6892-3864

取締役に対するストックオプション（新株予約権）の内容改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の要領により、取締役のストックオプション内容の改定を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 19 回定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 付議議案内容

当社の取締役に対するストックオプションの報酬額およびその内容につきましては、平成 21 年 6 月 25 日開催の第 13 回定時株主総会においてご承認をいただき今日に至っておりますが、その後の資本構成および経済情勢の変化等の事情を考慮いたしまして、取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権付与とする報酬の経済価値の対価は年額 100 百万円以内としたまま、これまでのストックオプションの内容を廃止し、今回新たに以下の内容にて、ストックオプションとして取締役に発行する新株予約権をご承認いただきたく存じます。

2. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

新株予約権を引き受ける対象者の当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上を図るとともに、株主と株価を意識した経営を推進することを目的にストックオプションを付与するものです。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の発行を受ける者

現在の取締役の員数は 6 名（うち社外取締役 1 名）ですが、第 19 回定時株主総会において第 3 号議案（取締役 8 名選任の件）が原案どおり可決されますと、取締役の員数は 8 名（うち社外取締役 1 名）となります。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の総数は 10,000 個を上限とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式 1,000,000 株を上限とする。ただし、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合は、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割または新株併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、①新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた価額、②新株予約権の割当日における終値

(取引が成立していない場合はその前営業日)、③当社取締役会にて定める価額のうちいずれか最も高い価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合、調整前行使価額を下回る1株当たりの払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式を処分する場合(新株予約権を行使した場合を除く。)、調整前行使価額を下回る1株当たりの払込金額をもって当社普通株式を取得しうる新株予約権または新株予約権を付与された証券を行使する場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズモデルを用いて算定する。

(6) 新株予約権の権利行使期間

付与決議後10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会が定める期間とする。

(7) 新株予約権の行使条件

①対象者は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りではない。

②新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

以上